

国民健康保険税のお知らせ

問 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。令和7年度の国民健康保険税は、以下の基準に基づき算出します。なお、保険税額は7月中旬に世帯主あてに発送する納税通知書でお知らせします。

○令和6年度税率表○

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	6.32%	2.72%	2.29%
均等割(1人あたり)	28,700円	12,600円	12,600円
平等割(1世帯あたり)	21,000円	7,700円	7,000円
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

○令和7年度税率表○

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	7.14%	2.72%	2.48%
均等割(1人あたり)	31,000円	12,700円	12,700円
平等割(1世帯あたり)	22,000円	7,800円	7,000円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円

※ 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除額(最大43万円)を引いた額に税率をかけて算出します。

○法定軽減対象世帯の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、所得基準を以下のように拡大します。

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告(確定申告や市への申告、簡易申告)をされていない人は、申告が必要です。

軽減割合	世帯の合計所得	世帯の合計所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

国民年金の学生納付特例制度をご存じですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。ただし、学生は申請により、在学中の保険料の納付が猶予されます。

※本人の所得が一定以下の学生が対象となります。(家族の所得金額は問いません。)

国民年金の保険料が未納になっていると、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れない場合があります。しかし、学生納付特例が承認された期間は、保険料納付期間と同様に納付要件の対象期間となります。なお、学生納付特例が承認された期間は、将来の年金額の計算には含まれないため、保険料を納付した場合と比べて年金額は低くなります。

▼対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学中の20歳以上の学生(夜間・定時制・通信課程を含む)

▼申請場所

- ・国保医療課窓口(住民登録をしている市町村役場の年金担当窓口) ・刈谷年金事務所
- ・在学する大学等の窓口(学生納付特例事務法人の指定を受けている必要があります。)
- ・電子申請(マイナポータル 詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。)

▼申請手続に必要なもの ・基礎年金番号の分かるもの ・学生証(または在学証明書)

◎国民年金保険料追納制度 学生納付特例制度の承認を受けた期間については、10年以内に保険料を納付(追納)することができます。

問 ・国保医療課 国保年金係 (☎95-0123) ・刈谷年金事務所 (☎21-2110)



▲学生特例について



▲マイナポータルについて

